

地域防災計画・津波避難計画について

地域防災計画とは

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、九十九里町の地域に係る災害から、住民の生命・身体・財産を保護し、被害を軽減することを目的として、住民の協力の基に、町や防災関係機関等が行う災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定めています。

津波避難計画とは

津波避難計画は、九十九里町に影響がある津波が発生した場合に、住民等が円滑に避難を行なうため、津波避難の方針を定めています。

防災への考え方

地震・津波等の災害を完全に防ぐことは不可能ですが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災しても人命が失われないこと、さらには、社会・経済への影響ができるだけ少なくなるよう、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害に備えることとしています。

災害事前対策

災害による被害を最小限にとどめるためには、平常時から災害に備えた事前対策が必要です。災害事前対策には、地域防災力の向上や防災施設等の整備について定められています。

地域防災力の向上

防災に関する知識の普及・啓発、防災訓練の実施や自主防災体制の強化など、自助・共助の取組を進めるとともに、町、住民、自治区、自主防災組織が一体となった地域防災力の向上を図ります。

防災体制の整備

災害に備えて、防災行政無線、避難場所の確保、物資の備蓄や確保体制の整備等によって、災害発生時にも迅速に応急対策ができるように備えます。

地震に強いまちづくりの推進

地震の揺れや液状化による建物やブロック塀等の倒壊により、死傷者の発生や瓦礫が交通の支障となるなど、様々な影響が発生します。被害を最小限にとどめるため、地震に強いまちづくりを推進します。

津波に強いまちづくりの推進

津波による被害を軽減するため、県等と連携してソフト対策とハード対策を組み合わせた津波に強いまちづくりを推進します。

風水害に強いまちづくりの推進

風水害による被害を軽減するため、県等と連携した治水対策など風水害に強いまちづくりを推進します。

計画の構成

地域防災計画が対象とする災害は、地震、津波、風水害のほか、大規模事故も対象としています。地域防災計画のうち、特に津波避難対策について定めたものが、津波避難計画となります。



計画の基本方針

- 1 減災の視点にたった防災対策
- 2 自助・共助・公助の連携
- 3 地域防災力の向上
- 4 要配慮者への支援
- 5 防災における男女共同参画
- 6 広域応援体制の構築

- 防災訓練の充実
- 自主防災体制の強化
- 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保
- 家庭内備蓄

- 情報伝達体制の整備
- 公的備蓄
- 民間事業者との協定の締結
- 災害時の医療体制の整備

- 建築物の耐震化
- 落下物・倒壊物の防止

- 津波防護施設の整備
- 津波避難ビルの指定
- 津波避難タワー等の設置
- 津波避難表示板の設置
- 津波浸水予想地域の周知

- 河川・水路の整備
- 浸水想定区域の周知
- 竜巻災害の知識の普及・啓発

災害応急対策

町では、災害が発生または発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、情報収集・伝達、救急・救助、避難所の設置などを関係機関と連携しながら実施し、被害の最小化に努めます。

災害情報の収集・伝達

災害発生時には、地震や津波、気象に関する情報、災害による被害状況などを収集し、必要に応じて防災行政無線や緊急速報メール、くじゅうくり安全・安心メールなど複数の手段を用いて、避難に必要な情報や災害情報を提供します。

消火・救助・医療救護活動

消防本部、消防団及び警察等の関係機関と連携し、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、救出、救助等の活動を行います。

また、山武郡市医師会や県などと連携して、医療救護所を設置し、被災者の健康管理や医療情報の提供を行います。

避難対策

●避難活動

災害が発生または発生するおそれがある場合に、必要に応じて避難勧告・避難指示等の発令を行います。また、関係機関と連携し、交通規制や避難誘導などを行います。

●避難所の開設

住民は被害状況などにより、自己の判断で安全な場所に避難をしてください。町は災害の状況により、必要に応じて避難所を開設し、山武郡内の避難施設に避難が必要な場合には、災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定に基づき、郡内の市町に応援を要請します。また、避難生活が長期化する場合等、必要に応じて避難所で生活することが困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設します。

生活支援

●応急給水・食料・生活必需品の給与

断水した場合や食料の供給が停止した場合、給水体制が整うまでは家庭内備蓄の飲料水や食料などを活用することを基本とするほか、関係機関と連携し、避難所等の給水拠点での給水車による応急給水活動や炊き出しを実施します。また、関係団体や協定事業者から飲料水や食料等の確保、全国から寄せられる救援物資などの受入れ、管理、配分を行います。

●住宅の応急対策

被災した住家の被害調査を行い、各種支援の基となる罹災証明書の発行、災害救助法に基づいた住宅の応急修理や仮設住宅の建設などを行います。

●ボランティアの協力

住民や事業所などは、「自助」「共助」の考え方を基に、お互いに協力して防災活動を行います。災害ボランティア活動は、災害ボランティアセンターが中心となり実施し、町はそれを支援します。

災害復旧・復興対策

災害発生後に迅速かつ的確な復旧・復興対策を行なうための体制を整備し、被災者が新たな生活を再建するための支援を行います。

被災者の生活確保

被災者が新たな生活を再建するため、生活再建支援などの被災者支援を行います。

災害復興対策

災害による被害状況の早期把握に努め、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るため、必要に応じて復興対策本部の設置や災害復興計画の策定を行います。